

人委第102号
令和元年9月11日

神奈川県議会議長 梅沢 裕之 殿

神奈川県人事委員会委員長

山倉 健嗣



条例案に対する意見について（回答）

令和元年9月6日付け神議第1794号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

定県第89号議案 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例のうち、
職員の分限に関する条例の一部改正
職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
職員の退職手当に関する条例の一部改正
職員の旅費に関する条例の一部改正
市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正
市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
職員の給与に関する条例の一部改正
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
学校職員の給与等に関する条例の一部改正
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
職員の育児休業等に関する条例の一部改正
神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
職員の修学部分休業に関する条例の一部改正
職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正
に関する部分

（理由）

この条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、職員の分限に関する条例等について所要の改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正により成年被後見人等の欠格条項が削除されたことに伴い、同法を引用する条例の規定の整備を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先
給与公平課公平グループ
電話 045-651-3253